

大町市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、北アルプスの雄大な山並みを望む山岳景観や、豊富な水を湛える仁科三湖など四季折々に変化する美しく豊かな大自然に囲まれており、多彩な地域資源や特性に恵まれ、生活、産業、文化などあらゆる分野で発展してきた。

人口は、昭和 35 年をピークとして、昭和 50 年から減少し続けており、令和 2 年には、26,042 人となっている。

調査機関によると、平成 27 年国勢調査に基づく本市の総人口 28,041 人に対して、令和 27 年には 16,466 人になると推計され、年齢 3 区分別の割合は、年少人口（14 歳以下）で 10.9%から 8.3%に、生産年齢人口（15～64 歳）で 53.8%から 42.3%に低下する一方、老年人口（65 歳以上）は 35.3%から 49.4%に上昇すると推計されている。

産業の情勢や中小企業者の実態は、経済のグローバル化、ボーダレス化に伴い、コスト面で優位となる新興国との価格競争など国際間の競争の激化により、地域経済を支える中小企業の経営環境はいっそう厳しさを増しており、雇用面でも社会全般の雇用環境の激変や就業形態の多様化により、非正規雇用者の増加、収入の格差とともに、人口減少に比例した人手不足が極めて厳しい状況となっている。

(2) 目標

当市は、蓄積された技術や新技術導入による新製品開発への支援など、新たな支援メニューの設定を含め事業拡大に利用しやすい制度の検討を行うほか、経営者との意見交換の機会や経営相談業務の充実を図るとともに、地元金融機関との連携により新たな産業の創出や既存産業の高付加価値化、経営の安定化を支援している。

また、新規起業などにより地域経済の活性化を図り、安定した質の高い雇用を確保し、市民や本市への移住者が心豊かに安定した生活を送ることができる基盤づくりを進めている。

これらを実現するため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、持続的な地域経済の発展を実現することを目指す。

また、目標の一つとして、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業の近況は、繁忙な状況が続いている一方で、有効求人倍率が高留まりしており、生産性向上への取組みは喫緊の課題となっている。また、水田を中心とした農業、仁科三湖や河川に面した特徴を活かした水産業も盛んであり、市内の産業構造は、非常に多岐に渡っている。

こうした産業構造の特徴を踏まえ、将来にわたって持続的な地域経済の発展を実現するためには、こうした産業群全体への支援が必要不可欠である。そのため、本計画において対象とする設備については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市は、工業団地を中心に市内に点在する製造事業者、信濃大町駅や市内中心部に数多く店舗を構える商業事業者、山間部や河川・湖沼周辺に拠点を構える農林水産事業者と市内広範に事業者が立地している。こうした市内企業が広く本制度を活用でき、生産性の向上を実現することが地域発展のために必要であるため、本計画の対象区域は、大町市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市は、第一次産業の農業をはじめ、第二次産業の建設業と製造業、第三次産業の卸売・小売業・飲食業、サービス業、運輸・通信業など、多岐にわたる業種が存在する。

よって、市内全域の地域経済発展の実現に向け、市内事業者に対して広く支援を講じることが必要不可欠であるため、当市における本計画では、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる取組みであれば、全ての事業を対象とする。

ただし、認定を受けられる中小企業者の規模については、中小企業等経営強化法第2条第1項の規定に基づくものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・本市の事務所又は事業所に常駐する者（法人にあっては雇用者）がいない場合は、雇用環境の改善につながらないため、認定対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・市税滞納者に係る先端設備等導入計画は、認定の対象としない。